

「雇用環境・均等室」設置しました！

～労働条件やセクハラ、パワハラ等の相談対応を一体化～

岩手労働局では、以下の取組を進めるために組織の見直しを行い、平成28年4月1日より新たに「雇用環境・均等室」を設置しました。

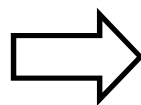
- あらゆる労働条件(学生アルバイト含む)の相談、パワハラや解雇、セクハラやマタハラに関する相談や個別の労働紛争解決への取組を一体的に進めます。
- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで推進します。

総合労働相談

労働条件(解雇、労働時間、賃金、休暇)、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、セクハラ、パワハラ、マタハラ等に関するご相談

学生アルバイトの労働条件に関するご相談(若者相談コーナー)

フリーダイヤルをご利用ください



しよくばの なやみ
0120-980-783

岩手県内の一般電話、公衆電話から通話ができます。

携帯電話からは、

019-604-3002

女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代法等に関するご相談

働き方改革・雇用環境改善(長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進等)に関するご相談



019-604-3010

岩手労働局雇用環境・均等室

住所：〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15
盛岡第2合同庁舎5階

電話：019(604)3010、019(604)3002

FAX：019(652)7782



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局